

高山こくどう



ニュースレター

第1四半期号
(4月～6月)

遮断機操作確認を実施しました！

5月18,19日に大雨時の事前通行規制を想定して遮断機の操作確認を行いました。

[事前通行規制]はご存じでしょうか？

基準値を超える大雨が降った場合、道路の崩壊や土砂崩れなどのおそれが高まります。

そのため、災害発生前に通行止めを行うことで被害を未然に防ぐこと、これが**[事前通行規制]**です。

平成30年の7月豪雨でも実際に事前通行規制を複数回行いました。

道路利用者・地域の皆様にはご不便をおかけいたしますがご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



道路情報板について

道路情報板は道路の円滑な交通を目的としており、道路利用者にむけて迅速かつ的確に道路情報を提供しています。情報板の情報にもご注意ください。



災害時の道路情報板

交通遮断機とは？



交通遮断機は規制が必要な区間ごとに道路に設置されており、これを下ろすことにより通行止めを行います。



遮断機を下ろす訓練の様子

特殊車両の取締りを実施



県警協力のもと
実施しました。

制限値のうち1つ
でも超えれば許
可が必要

6月10日に高山
市久々野町で特
殊車両の取締り
を行いました！

大型車の通行
による道路の劣
化を防ぐため、大
きさや重さに制限
のある特殊車両
の取締りを岐阜



生活・産業を支
える道路を、皆様
に、より長く安全
に使用していただ
くため、ルール
を守った通行を
お願いします。

例えば、幅が
少しでも超えて
いる場合は、ほ
かのすべてが制
限值の範囲内と
なっているも、許
可が必要となり
ます。



車両に積める重さ＝道路を通れる重さではない！？

道路の劣化を防ぐため
基準を超える車両の走行には許可が必要です

車両に **積める重さ** と道路を **通れる重さ** は違います

道路運送車両法

～車両を守るためのルール～

車両に「積める重さ」を規定

「積める重さ」＝「最大積載量」は、
車両が安全に走行するために
積載できる限度の重さです。



道路法(車両制限令)

～道路を守るためのルール～

道路を「通れる重さ」を規定

「通れる重さ」は橋などの道路を守るため
重量制限値を決めています。



重さによって最大積載量まで
積んで乗ることができません

大型車通行適正化
に向けた中部地域連絡協議会

特殊車両通行許可制度について詳しくは<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>
(上のアドレスからアクセスできます)

事務局：国土交通省 中部地方整備局 TEL052-953-8166

大雨時の通行止めにご理解ください

～皆様の安全を確保するための通行止めです～



規制区間ごとに決められた基準を超える大雨が降った場合、安全確保のため、災害が発生していなくても道路の通行止めを行う「事前通行規制区間」があります。

道路利用者・地域の皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。



事前通行規制の様子



平成30年7月豪雨による土砂流出

：国道41号の通行規制区間



よし が はら

吉ヶ原 規制区間

(延長11.8km)

飛騨市神岡町船津～同町東茂住
通行止め基準：連続雨量120mm

なきさ

渚 規制区間

(延長8.0km)

高山市久々野町渚～同町無数河
通行止め基準：連続雨量150mm

ひがしう え だ

東上田 規制区間

(延長2.6km)

下呂市東上田地内
通行止め基準：連続雨量240mm

せ と

瀬戸 規制区間

(延長17.9km)

下呂市金山町中切～同市三原
通行止め基準：連続雨量150mm
換算連続雨量100mm

※換算連続雨量とは、降った雨が土中にしみ込んだり川等へ流れ出す現象に近い計算式を用い、降り始めからの累計雨量から増減を行ったものです。

通行止めの解除について

大雨の直後は、しばらくの間、災害の危険があります。そのため、雨が止まった後もお待ちいただき、道路のパトロールを行い、安全を確認したうえで通行止めを解除します。

平成30年7月豪雨

平成30年7月豪雨では西日本全域に甚大な被害をもたらしました。高山国道事務所が管理する国道41号や中部縦貫自動車道においても土砂流入などの被害が相次ぎ発生しました。そういった災害から命を守るために事前通行規制を行っています。

道路情報の取得は「ひだ道ガイド」をご利用ください。

国道41号(飛騨地域)と、中部縦貫自動車道(飛騨清見IC～高山IC)のリアルタイムな道路情報の収集にとても便利です。降雨量の予測や通行止め情報などが携帯電話やパソコンから簡単に確認することができますので是非ご利用ください。

ひだ道ガイド 検索



お願い

道路の異状を発見したら...

道路緊急ダイヤル

(24時間受付・通話料無料)

#9910

お問い合せ先

国土交通省 高山国道事務所

TEL.0577-36-3823 FAX.0577-36-3841

<https://www.cbr.mlit.go.jp/takayama/>